

公文書開示決定通知書

第202300042276号

全国市民オンブズマン連絡会議事務局長 新海 聡 様

令和5年5月2日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

令和5年5月16日

鳥取県総務部長事務取扱鳥取県副知事 亀井 一賀
(公 印 省 略)

公文書の件名	公正取引委員会からの排除措置命令等受領に係る中国電力から知事への説明 (令和5年4月13日) 発言録及び発言録音声
開示の日時	令和5年5月16日
開示の場所	電子メールによる送信
開示の方法	写し(PDFファイル及びmp3ファイル)の交付
担当課	総務課(電話 0857-26-7771)
備考	鳥取県情報公開条例第4条の規定により、公文書の開示を受けた者は、当該公文書の開示によって得た情報について、他人の権利利益を侵害することがないよう適正に使用しなければならない責務があります。公文書の開示によって得た情報が、不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請することがありますので、御留意ください。